

# 本論

# 第1章 檢査

## 第1 概説

### 1 検査の意義及び検査の対象

監視委員会は、法令により大蔵大臣から委任された権限に基づき、証券取引等の公正の確保に係る規定の遵守状況を監視するため、証券会社等に対して臨店等により検査を行う。

監視委員会の検査は、公益及び投資者の保護を図ることを目的とし、大蔵大臣の証券会社等に対する必要な措置及び施策に資するものである。

具体的な検査の対象は、以下のとおりである。

証券会社及び証券会社の親銀行等	(証取法 第56条)
証券業務の認可を受けた金融機関	(証取法 第66条)
証券業協会	(証取法 第79条の15)
証券取引所	(証取法 第154条の2)
外国証券会社国内支店及び特定金融機関(外証法 第21条の2)	
金融先物取引所及びその会員	(金先法 第52条の2)
金融先物取引業者	(金先法 第77条の2)
金融先物取引業協会	(金先法 第90条の2)

(注1) ( ) 内は、監視委員会への検査委任規定である。

(注2) 上記のうち、証券会社の親銀行等及び特定金融機関については、平成5年4月以降新たに監視委員会の検査の対象とされたものである。

### 2 検査の範囲

#### (1) 証券会社に対する検査

証券会社に対する検査の範囲は、証取法施行令第16条に規定されており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔証 取 法〕

- |                |  |
|----------------|--|
| 第29条第1項        | 免許の条件                                  |
| 第42条           | 常務に従事する取締役の兼務等の禁止                      |
| 第42条の2 第1項・第2項 | 取締役又は監査役等の親法人等・子法人等における兼職の禁止           |
| 第46条           | 取引態様（自己・委託）の事前明示義務                     |
| 第47条           | 呑み行為の禁止                                |
| 第47条の2         | 先物取引等の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務            |
| 第48条           | 取引報告書の作成、顧客への交付義務                      |
| 第50条           | 禁止行為（断定的判断を提供した勧誘、過度の大量推奨販売等）          |
| 第50条の2         | 証券会社と他の会社が親子関係にあることを利用した取引等の禁止         |
| 第50条の3         | 損失保証・補てん等の禁止                           |
| 第54条第1項        | 顧客の知識、経験、財産に照らし不適当な勧誘（適合性原則違反）等の不適切な業務 |
| 第61条           | 引受人となった証券会社による対象有価証券の買主に対する信用供与の制限     |
| 第129条          | 上場有価証券等の呑み行為の禁止                        |
| 第130条第1項       | 証券取引所の定める受託契約準則の遵守義務                   |
| 第157条          | 不正の手段・計画等の禁止、虚偽表示による財産取得の禁止等           |
| 第158条          | 相場変動目的等の風説の流布、偽計、暴行等の禁止                |

第159条	相場操縦等行為の禁止
第161条	市場秩序を害する過当な数量の売買取引等の制限
第162条	空売り及び逆指値注文の禁止
第163条, 第164条	役員・主要株主の株券等売買の制限等
第165条	役員・主要株主による株券等の空売りの禁止
第166条, 第167条	内部者取引の禁止
第168条	虚偽の相場の公示, 虚偽文書の頒布等の禁止
第169条	対価を受けた証券記事等の制限
第170条	募集又は売出しに際しての有利買付け等の表示の禁止
第171条	募集又は売出しに際しての一定の額の配当等の表示の禁止

(2) 外国証券会社国内支店に対する検査

外国証券会社国内支店に対する検査の範囲は、外証法施行令第14条に規定されており、基本的に証券会社に対する検査の範囲と同様である。

(3) 証券業務の認可を受けた金融機関に対する検査

証券業務の認可を受けた金融機関に対する検査の範囲は、証取法施行令第17条の5に規定されており、基本的に証券会社に対する検査の範囲と同様である。

(4) 証券業協会及び証券取引所に対する検査

証券業協会及び証券取引所に対する検査の範囲は、証券業協会については証取法施行令第18条の2に、また証券取引所については同令第19条の2に規定されている。

具体的には、①証取法の以下に掲げる取引の公正の確保に係る規定の遵守状況及び定款・諸規則等のルールの遵守状況の調査に係る業務、②これらの規定やルールに違反した会員に対して自主

規制機関が行う措置に係る業務である。

〔証取法〕

- |                |                                    |
|----------------|------------------------------------|
| 第29条第1項        | 免許の条件                              |
| 第42条           | 常務に従事する取締役の兼務等の禁止                  |
| 第42条の2 第1項・第2項 | 取締役又は監査役等の親法人等・子法人等における兼職の禁止       |
| 第46条           | 取引態様（自己・委託）の事前明示義務                 |
| 第47条           | 呑み行為の禁止                            |
| 第47条の2         | 先物取引等の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務        |
| 第48条           | 取引報告書の作成、顧客への交付義務                  |
| 第50条           | 禁止行為（断定的判断を提供した勧誘、過度の大量推奨販売等）      |
| 第50条の2         | 証券会社と他の会社が親子関係にあることを利用した取引等の禁止     |
| 第50条の3         | 損失保証・補てん等の禁止                       |
| 第61条           | 引受人となった証券会社による対象有価証券の買主に対する信用供与の制限 |
| 第129条          | 上場有価証券等の呑み行為の禁止                    |
| 第130条第1項       | 証券取引所の定める受託契約準則の遵守義務               |
| 第157条          | 不正の手段・計画等の禁止、虚偽表示による財産取得の禁止等       |
| 第158条          | 相場変動目的等の風説の流布、偽計、暴行等の禁止            |
| 第159条          | 相場操縦等行為の禁止                         |
| 第161条          | 市場秩序を害する過当な数量の売買取引等の制限             |
| 第162条          | 空売り及び逆指値注文の禁止                      |

- 第163条、第164条 役員・主要株主の株券等売買の制限等
- 第165条 役員・主要株主による株券等の空売りの禁止
- 第166条、第167条 内部者取引の禁止
- 第168条 虚偽の相場の公示、虚偽文書の頒布等の禁止
- 第169条 対価を受けた証券記事等の制限
- 第170条 募集又は売出しに際しての有利買付け等の表示の禁止
- 第171条 募集又は売出しに際しての一定の額の配当等の表示の禁止

(5) 金融先物取引所会員に対する検査

金融先物取引所会員に対する検査の範囲は、金先法施行令第4条に規定されており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔金先法〕

- 第44条 相場操縦等行為の禁止
- 第45条 過当件数取引等の制限
- 第47条第1項 金融先物取引所の定める受託契約準則の遵守義務
- 第91条の2 受託等のための不正行為の禁止
- 第91条の3 虚偽の相場公示の禁止

(6) 金融先物取引業者に対する検査

金融先物取引業者に対する検査の範囲は、金先法施行令第7条に規定されており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔金先法〕

- 第44条 相場操縦等行為の禁止
- 第57条第1項 許可の条件
- 第68条 広告の規制
- 第69条 受託契約の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務

第70条	受託契約に係る書面の委託者への交付義務
第71条	成立した取引に係る書面の委託者への交付義務
第72条	委託証拠金等の受領に係る書面の委託者への交付義務
第73条	呑み行為の禁止
第74条	金融先物取引業者の禁止行為（断定的判断の提供、損失保証等）
第91条の2	受託等のための不正行為の禁止
第91条の3	虚偽の相場公示の禁止

(7) 金融先物取引所及び金融先物取引業協会に対する検査

金融先物取引所及び金融先物取引業協会に対する検査の範囲は、金融先物取引所については金先法施行令第3条に、金融先物取引業協会については同令第10条に規定されている。

具体的には、①金先法の以下に掲げる取引の公正の確保に係る規定の遵守状況及び定款・諸規則等のルールの遵守状況の調査に係る業務、②これらの規定やルールに違反した会員に対して自主規制機関が行う措置に係る業務である。

[金 先 法]

第44条	相場操縦等行為の禁止
第45条	過当件数取引等の制限
第47条第1項	金融先物取引所の定める受託契約準則の遵守義務
第57条第1項	許可の条件
第68条	広告の規制
第69条	受託契約の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
第70条	受託契約に係る書面の委託者への交付義務
第71条	成立した取引に係る書面の委託者への交付義務

第72条	委託証拠金等の受領に係る書面の委託者への交付義務
第73条	呑み行為の禁止
第74条	金融先物取引業者の禁止行為（断定的判断の提供、損失保証等）
第91条の2	受託等のための不正行為の禁止
第91条の3	虚偽の相場公示の禁止

## 第 2 検査基本方針及び検査基本計画

検査事務の運営は、毎年7月1日（平成4年は7月20日）に始まり翌年6月30日に終わる1年間を検査事務年度として行われる。

監視委員会は、検査事務年度当初に、監視委員会自らが行う検査及び財務局等が行う検査を計画的に管理・実施するため、検査基本方針及び検査基本計画を策定する。

検査基本方針においては、検査の重点事項その他の当該検査事務年度の検査の基本となる事項を定め、検査基本計画においては、国内証券会社、外国証券会社、証券業務の認可を受けた金融機関等のうち当該検査事務年度の検査の対象とするものの種類、数等を定める。

平成4検査事務年度については、平成4年8月11日、検査基本方針及び検査基本計画を以下のとおり定めている。

### 平成4検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画

#### 1 検査基本方針

金融・資本市場の自由化・国際化等の進展に伴い、証券会社等の業務が複雑・多様化してきていること、また、いわゆるバブル経済

の崩壊、企業収益の後退等により株式市場が低迷していること等、証券会社等を取り巻く環境は厳しい状況にある。また、昨年発生した一連の証券不祥事により投資家の証券市場に対する信頼が損なわれており、この回復を図ることが喫緊の課題となっている。

このような状況を踏まえ、平成4検査事務年度(平成4年7月～平成5年6月)における証券会社等検査の実施に当たっては、次の諸点を検査の重点事項とし、検査の的確な実施を図るものとする。

なお、今年度は、監視委員会発足後最初の検査年度であることにかんがみ、特に官房金融検査部等との連携を図りつつ検査体制の整備・効率化に努め、新体制における検査の円滑な実施に努めることとする。

#### (1) 証券会社等検査の重点事項

- ① 証券取引の公正確保の観点から、各種市場ルールの遵守状況を多角的に点検する。
- ② 証券会社等の健全な経営姿勢を維持する観点から、投資勧誘の実情等営業姿勢を十分に点検する。
- ③ 証券業務の信頼性確保の観点から、昨年発生した一連の証券不祥事を契機とした各証券会社等における内部管理体制の見直し状況を把握し、それが有効に機能しているか十分に点検する。

#### (2) 金融先物取引業者等検査の重点事項

金融先物取引業者等の取引の公正確保の観点から、市場ルールの遵守状況を点検するとともに投資勧誘の実情等営業姿勢の実態把握に努める。

## 2 検査基本計画

#### (1) 証券会社等検査

・国内証券会社 93社及び28支店（支店単独検査）

・外国証券会社国内支店 6支店

(注1) 上記検査対象会社数は現時点での予定であり、今後諸要因により変動する場合がある。

(注2) 国内証券会社及び外国証券会社国内支店の検査の実施に当たっては、原則として、官房金融検査部等と同時検査を行うこととする。

・認可を受けた金融機関 原則として、金融検査の際併せて実施する。

ただし、特に必要と判断される場合は機動的に対処する。

(2) 金融先物取引業者等検査

・金融先物取引業者 原則として、証券検査の際併せて実施する。

ただし、特に必要と判断される場合は機動的に対処する。

### 第3 検査実績

#### 1 検査の実施状況

平成4検査事務年度における監視委員会及び財務局等の検査の実施状況は、以下のとおりである。

(1) 証券会社等検査

監視委員会及び財務局等が、平成4検査事務年度において検査に着手した件数は、証券会社84社、証券業務の認可を受けた金融機関11機関である。

これらの内訳を見ると、監視委員会が検査に着手した件数は、国内証券会社9社、外国証券会社国内支店6社7支店及び証券業務の認可を受けた金融機関3機関であり、財務局等が着手した

件数は、国内証券会社69社、証券業務の認可を受けた金融機関8機関である（第1表参照）。

当該年度において着手したもののうち、平成5年6月30日までに国内証券会社43社、外国証券会社国内支店6社7支店及び証券業務の認可を受けた金融機関7機関について、検査の相手先に対し検査結果通知書を交付し、検査が終了している。

このうち、証券会社又はその役職員に重大な法令違反が認められた2社については、大蔵大臣に対し勧告を行い、これを受けて業務停止の行政処分等が実施されている（後述第4章参照）。

また、上記のほか、検査の際に損失補てん（証取法の改正によつて違法行為とされる前のもの）として指摘したものについては、日本証券業協会及び東京証券取引所において過怠金賦課の処分が実施されている。

なお、検査において認められた問題点については、行政担当部局に対しても連絡が行われ、行政担当部局より検査の相手先に対して改善指示が行われている。

## （2）金融先物取引業者等検査

平成4検査事務年度においては、証券検査の際に、併せて実施している。

第1表 検査実施状況

区分	検査計画	検査着手	検査終了
1 証券会社	99	84	49
国内証券会社	93	78	43
監視委員会	} 93	9	6
財務局等		69	37
外国証券会社	6	6	6
2 証券業務の認可を受けた金融機関		11	7
監視委員会		3	3
財務局等		8	4

(注1) 外国証券会社は、全て監視委員会が検査を実施している。

(注2) 上記のほか、本省監理証券会社に対して財務局等が単独で支店の検査を実施したものが17支店（うち、検査を終了したものは14支店）ある。

(注3) 検査終了欄は、平成5年6月30日までに検査の相手先に対し検査結果通知書を交付し、検査が終了したものである。

(注4) 証券業務の認可を受けた金融機関の検査については、検査基本計画において、原則として、金融検査の際併せて実施することとしている。

## 2 1検査対象当たりの延べ検査投入人員

平成4検査事務年度における1検査対象当たりの延べ検査投入人員（臨店期間分）は、国内証券会社103人・日、外国証券会社60人・日、証券業務の認可を受けた金融機関16人・日となっている（第2表参照）。

第2表 1検査対象当たりの延べ検査投入人員

（単位：人・日）

区分	1検査対象当たりの延べ検査投入人員
国内証券会社	103
外国証券会社	60
証券業務の認可を受けた金融機関	16

## 第4 証券会社に対する検査結果の概要

平成4検査事務年度の証券会社に対する検査は、取引ルールの遵守状況、営業姿勢及び内部管理体制を重点事項として実施した。

その結果の概要は、以下のとおりである。

(1) 取引ルールの遵守状況については、株式市況等の低迷を反映し、株式等の売買高・受入手数料・稼働顧客の減少等により営業力が低下している中で、顧客の意向の安易な受入れなどがみられ、一部の証券会社においては、以下のような問題点が認められた。

- ① 特別の利益提供を約した勧誘
- ② 転換社債の不適正な売買取引の受託
- ③ 取引一任勘定取引の受託
- ④ 仮名取引の受託
- ⑤ 実勢価格と乖離した価格での債券の入替売買
- ⑥ 法律改正前における特定顧客に対する損失補てん

なお、上記のうち、重大な法令違反と認められた特別の利益提供を約した勧誘、転換社債の不適正な売買取引の受託及び取引一任勘定取引の受託（証取法の改正によって違法行為とされた後のもの）については、後述（第4章）のように、大蔵大臣に対する勧告が行われ、業務停止の行政処分等が実施されている。

(2) 営業姿勢については、相場環境が悪化し、現物取引の顧客離れにより信用取引顧客の比率が高くなる中で、特定大口顧客等に依存した営業などがみられ、一部の証券会社においては、以下のような問題点が認められた。

- ① 顧客に対する過当信用供与（信用取引追加保証金の預託不足、信用取引決済損金又は信用取引現引代金の長期立替）
- ② 投資信託の過度の乗換販売、営業員主導による短期損切り売却

又は不適正な投資勧誘が行われたことによるクローズド期間中の  
不適格事由による買取り

③ 営業員主導による株式等の短期回転売買

④ 主観的な投資情報資料の作成

(3) 内部管理体制については、平成3年7月の大蔵省証券局長通達を受け、各社とも内部管理体制の充実・強化を図ってきているが、一部の証券会社においては、必ずしもその機能が十分發揮されておらず、以下のような問題点が認められた。

① 不祥事件、顧客紛争等の発生及び不祥事件等の報告漏れ

② 顧客本人以外の者との受注・受渡し

③ 現金受領書、信用取引口座設定約諾書等の扱者による代筆

(参考) 検査において認められた問題点（事例）

#### 1 仮名取引の受託

A証券会社営業員は、顧客が親族、知人等の名義を多数利用して注文を行っていることを知りながら、当該名義による取引を受託していた。

なお、顧客が利用した名義の一部は、営業員自らが勧めた他の顧客の名義であった。

#### 2 実勢価格と乖離した価格での債券の入替売買

B証券会社は、顧客からの要請を受け、顧客より、実勢価格を大幅に上回る価格で利付国債を買い付ける一方、当該顧客に対し、実勢を大幅に上回る価格で米国ストリップス債を売り付ける入替売買を行っていた。

#### 3 損失補てん（証取法の改正によって違法行為とされる前のもの）

C証券会社は、相場の下落により損失が発生していた複数の顧客に対し、今後の取引の維持・拡大を図るために、和解金名目で現

金を支払う方法及び評価損の発生している信用取引を顧客から自己へ付け替える方法により、損失補てんを行っていた。

#### 4 投資信託の短期回転売買

D証券会社は、外国投資信託の販売に当たり、手数料収入の確保を重視するあまり、多数の顧客について、短期間に頻繁に売買を繰り返させ、顧客に損失を発生させた。

なお、これら顧客の損失（手数料を含む。）の額は、手数料がおおむねその半分を占めており、また、顧客の取引の一部は、同一ファンド内での売買であった。

#### 5 主観的な投資情報資料の作成

E証券会社は、甲社株式を有力銘柄として取り上げ、営業を推進した。その際、甲社の業績が向上するとの予測を掲載した投資情報資料を作成し、社内資料として営業員に配付しているが、当該投資情報資料に掲載された甲社の業績向上予測は、甲社に対するヒアリングも行っていないなど、主観的な内容となっていた。

### 第 5 証券業務の認可を受けた金融機関に対する検査結果の概要

証券業務の認可を受けた金融機関に対する検査も、証券会社に対する検査と同様、取引ルールの遵守状況等を重点項目として実施したが、一部の金融機関においては、実勢価格と乖離した価格での債券の入替売買が認められた。

### 第 6 金融先物取引業者等に対する検査結果の概要

金融先物取引業者等に対する検査においては、証券検査の際に、市場ルールの遵守状況の点検、投資勧誘の実情等営業姿勢の実態把握を行ったが、特に問題点は認められなかった。